

○大府市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用について、予算の範囲内において大府市民間木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

2 補助金の交付については、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 大府市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は、2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 大府市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ 一般財団法人名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。

(5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を、次に掲げる一段目耐震改修工事と二段目耐震改修工事に分けて行う工事をいう。

ア 一段目耐震改修工事 段階的に2回に分けて行う工事の1回目のもので、一定の耐震性確保のために行う工事

イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事の後に行うもので、全体的な耐震性確保のために行う工事

(6) 高齢者世帯 居住者の全員が、補助金の交付の対象となる工事の完了予定日の属する年度の3月31日において65歳以上である世帯をいう。

(7) 障がい者世帯 居住者の中に次のいずれかに該当するものいる世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15

号) 別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当するもの

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者で、その判定区分がA又はBのもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その判定区分が1級又は2級のもの

エ 恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3第1款症の障がいがある戦傷病者
(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。ただし、同一人について同一敷地内における住宅1棟限りとする。

- (1) 市内に存する旧基準木造住宅を所有する者(現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られるものを含む。)であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 大府市耐震シェルター整備費補助金交付要綱第9条に基づく耐震シェルター整備費補助金の交付決定を受けていない者であること。

(補助の対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事とする。ただし、別表第1に定める耐震補強工事(耐震精密診断を除く。)を実施した場合に限る。

- (1) 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、1.0未満の階別方向別上部構造評点を、旧判定値又は判定値(耐震改修工事前)に0.3を加算した数値以上とする工事に限る。
- (2) 第2条第2号イ又はウに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づく耐震改修工事。ただし、前号ただし書に相当する工事に限る。
- (3) 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断の結果、判定値0.4以下又は同号イ若しくはウに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が40点以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする一段目耐震改修工事
- (4) 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断の結果、各階の判定値1.0未満又は同号イ若しくはウに規定する木造住宅耐震診断の結果、各階の得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、その一部を工事することにより、1階の判定値を1.0以上とする一段目耐震改修工事(全体の判定値を1.0以上とする工事を除く。)
- (5) 補助金の交付を受けて一段目耐震改修工事を行った後、判定値を1.0以上とする二段目耐震改修工事。ただし、当該二段目耐震改修工事は、一段目耐震改修工事前の判定値が1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、当該判定値に0.3を加算した数値以上とする工

事に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び1戸当たり(長屋又は共同住宅の場合は、1棟当たり)の補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事に係る工事請負契約を締結する前に、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- (2) 固定資産税課税台帳登録証明(第2条第2号アに規定する市が実施する無料耐震診断結果報告書の写しを添付した場合を除く。)
- (3) 耐震改修工事計画書
 - ア 案内図及び平面図
 - イ 耐震改修計画図その他耐震補強方法を示す図書(段階的耐震改修工事の申請の場合は、一段目及び二段目の補強計画を明示すること。)
 - ウ 耐震改修計画後の建物についての耐震診断の判定値が分かる書類(建築士の氏名の記載のあるものに限る。段階的改修工事の申請の場合は、一段目及び二段目の改修後の判定値が分かる書類を併せて提出すること。)
- (4) 耐震改修工事費見積書(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の名称又は氏名の記載のあるものに限る。)
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 市内施工業者を利用する場合は、市内に本社を有すること(個人事業者を利用する場合には、市内に在住すること。)を証明する書類(登記事項証明書等)
- (7) 高齢者世帯については、世帯全員の住民票
- (8) 障がい者世帯については、世帯全員の住民票及び障害者手帳その他の障がいの程度を証する書類の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請書は、申請する年度の12月28日まで(大府市の休日を定める条例(平成元年大府市条例第31号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれ

かに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ、民間木造住宅耐震改修費補助金変更交付申請書（第3号様式。以下「変更交付申請書」という。）に次項に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付決定の対象となった耐震改修工事（以下「補助事業」という。）の施行箇所又は施行方法の変更

(2) 交付決定を受けた補助金の額の変更

2 前項の書類は、次のとおりとする。

(1) 変更内容を表した図面

(2) 計画変更後の建物についての耐震診断の判定値が分かる書類（建築士の氏名の記載のあるものに限る。）

(3) 変更後の耐震改修工事費見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前条の規定は、変更交付申請書を受理した場合に準用する。

（補助事業の中止）

第9条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助事業を中止しようとする場合は、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日まで（休日を除く。）に、民間木造住宅耐震改修費補助事業における事業の中止届出書（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日まで（休日を除く。）に、民間木造住宅耐震改修費補助事業完了実績報告書（第5号様式。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 施工業者が発行した耐震改修工事費の領収書の写し

(3) 工事の着手前、施行状況及び完了後の写真

(4) 当該耐震改修工事が適正に施行されたことを証する書面（建築士の氏名の記載のあるものに限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費補助事業における審査結果通知書（第6号様式。以下「審査結果通知」という。）により申請者に通知するものとする。

（完了検査）

第11条 市長は、完了実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了の検査（以下「完了検査」という。）をすることができる。

2 市長は、必要に応じ、完了検査の前に中間の検査を実施することができる。

（不備事項の改善）

第12条 市長は、完了実績報告書及び添付資料又は完了検査により補助事業に不備が判明したときには、不備事項の改善を行う期限（以下「不備事項改善期限」という。）を定めたうえで、民間木造住宅耐震改修費補助事業における検査結果不備事項通知書（第7号様式。以下「不備

事項通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、不備事項通知書を受け取ったときは、不備事項改善期限までに不備事項を改善し、市長にその旨を報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告があった場合は、当該報告又は改善の検査により、改善の内容を審査し、適当と認めたときは、審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 申請者は、審査結果通知を受け取った日から起算して10日以内に請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第10条第1項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) 不備事項通知書による通知をした場合において、不備事項改善期限までに、不備事項の改善の報告がされないとき又は改善の内容が適当でないとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第15条 申請者は、補助事業に関する書類を整理し、当該補助事業の完了後5年間保管するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和9年2月28日までに完了する耐震改修工事について申請された補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

補強工事等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	地盤改良工事		<ul style="list-style-type: none"> ・屋根工事 ・木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事（土工事を含む。） 		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2（第5条関係）

対象工事	補助対象経費	補助金の額
第4条第1項第1号及び第2号の工事	耐震補強工事及び附帯工事に要する費用（以下「耐震補強工事費等」という。）並びに改修設計に要する費用（以下「設計費用」という。）	次に掲げる額の合計額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を控除した額。ただし、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費とする。 (1) 耐震補強工事費等について、次に掲げる額のいずれか低い額に20万円を加えた額 ア 90万円 イ 耐震補強工事費等の80%の10分の9 (2) 設計費用について、次に掲げる額のいずれか低い額。ただし、設計費用を超える場合は、設計費用とする。 ア 10万円 イ 耐震補強工事費等の80%の10分の1 (3) 20万円（市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者を利用する場合に限る。） (4) 20万円（高齢者世帯及び障がい者世帯に限る。）
第4条第1項第3号及び第4号の工事	耐震補強工事費等及び設計費用	次に掲げる額の合計額。ただし、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費とする。 (1) 耐震補強工事費等について、次に掲げる額のいずれか低い額 ア 50万円 イ 耐震補強工事費等の80%の10分の9 (2) 設計費用について、次に掲げる額のいずれか低い額。ただし、設計費用を超える場合は、設計費用とする。 ア 10万円 イ 耐震補強工事費等の80%の10分の1

		<p>(3) 10万円（市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者を利用する場合に限る。）</p> <p>(4) 10万円（高齢者世帯及び障がい者世帯に限る。）</p>
<p>第4条第1項第5号の工事</p>	<p>耐震補強工事費等及び設計費用</p>	<p>次に掲げる額の合計額から租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を控除した額。ただし、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費とする。</p> <p>(1) 耐震補強工事費等について、次に掲げる額のいずれか低い額に20万円を加えた額</p> <p>ア 30万円</p> <p>イ 耐震補強工事費等の80%の10分の9</p> <p>(2) 設計費用について、次に掲げる額のいずれか低い額。ただし、設計費用を超える場合は、設計費用とする。</p> <p>ア 10万円</p> <p>イ 耐震補強工事費等の80%の10分の1</p> <p>(3) 10万円（市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者を利用する場合に限る。）</p> <p>(4) 10万円（高齢者世帯及び障がい者世帯に限る。）</p>